

2013年5月特許法改正案の条文と現行条文の対照表（日本語訳）

改正条文	現行条文
<p>第32条 同一人が同一の創作について同日にそれぞれ特許出願及び実用新案登録出願を<u>するときは、出願時にそれぞれ申出をしなければならない。</u>その特許査定前に、既に実用新案権を取得しているときは、特許主務官庁は、期間を指定していずれかの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。<u>出願人がそれぞれについて申出をしなかったとき、又は期間が経過してもいずれかの出願を選択しなかったときは、特許を受けることができない。</u></p> <p>出願人が前項の規定により特許を選択したときは、その実用新案権は、<u>特許権が公告された日をもって消滅する。</u></p> <p>特許査定前に、実用新案権が既に当然消滅しているとき、又は取消が確定しているときは、特許を付与しない。</p>	<p>第32条 同一人が同一の創作について同日にそれぞれ特許出願及び実用新案登録出願をし、その特許査定前に、既に実用新案権を取得しているときは、特許主務官庁は、期間を指定していずれかの出願を選択するよう出願人に通知しなければならない。期間が経過してもいずれかの出願を選択しなかったときは、特許を受けることができない。</p> <p>出願人が前項の規定により特許を選択したときは、その実用新案権は、最初から存在しなかったものとみなす。</p> <p>特許査定前に、実用新案権が既に当然消滅しているとき、又は取消が確定しているときは、特許を付与しない。</p>
<p>第41条 特許出願人は、その出願の公開後、特許出願の内容について文書をもって通知したにもかかわらず、通知から公告までの期間において、業として当該発明の実施を続けた者に対し、当該特許出願の公告後、<u>適当な補償金を支払うよう請求することができる。</u></p> <p>既に公開された特許出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として当該発明の実施を続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。</p> <p>前二項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。<u>ただし、本法第32条により、特許及び実用新案登録をそれぞれ出願し、実用新案権を取得したときは、補償金の請求又は実用新案権の行使のいずれかのみを選択し、主張することができる。</u></p>	<p>第41条 特許出願人は、その出願の公開後、特許出願の内容について文書をもって通知したにもかかわらず、通知から公告までの期間において、業として当該発明の実施を続けた者に対し、当該特許出願の公告後、<u>適当な補償金を支払うよう請求することができる。</u></p> <p>既に公開された特許出願であることを明らかに知りながら、公告前に業として当該発明の実施を続けた者に対しても、前項の請求をすることができる。</p> <p>前二項の規定による請求権は、その他の権利の行使を妨げない。</p> <p>第2項による補償金の請求権は、公告日から2年以内に行使しなければ、消滅する。</p>

<p>第1項、第2項による補償金の請求権は、公告日から2年以内に行使しなければ、消滅する。</p>	
<p>第97条 前条による損害賠償の請求は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民法第216条の規定による。ただし、その損害を証明するための証拠方法を提出することができないときは、特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた金額をその損害額とすることができる。 2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。 3. 当該特許の実施許諾により收受する合理的な実施料を損害額の算定の基礎とする。 <p><u>前項の規定により、侵害行為が故意に属する場合、裁判所は被害者の請求により、侵害の状況に基づいて、損害額以上の賠償額を定めることができる。ただし、証明された損害額の3倍を超えてはならない。</u></p>	<p>第97条 前条による損害賠償の請求は、次の各号のいずれかの方法によりその損害額を算定することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 民法第216条の規定による。ただし、その損害を証明するための証拠方法を提出することができないときは、特許権者は、その特許権の実施により通常得られる利益から、損害を受けた後に同一の特許権の実施により得られる利益を差し引いた金額をその損害額とすることができる。 2. 侵害者が侵害行為により得た利益による。 3. 当該特許の実施許諾により收受する実施料に相当する金額をその損害額とする。
<p>第116条 実用新案権者は、実用新案権の行使時に、<u>実用新案技術報告を提示しなければ、警告をすることができない。</u></p>	<p>第116条 実用新案権者は、実用新案権の行使時に、<u>実用新案技術報告を提示して警告しなければならない。</u></p>
<p>第159条 本法の施行日は、<u>行政院が定める。</u></p> <p><u>2013年5月31日改正の本法条文は、公布日より施行する。</u></p>	<p>第159条 本法の施行日は、<u>行政院が定める。</u></p>